大分市における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについての一部改正について

国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」の一部改正に伴い、「大分市における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」の一部を改正します。

【改正箇所】

現行	改正後
第２　特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置の要件等 （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）	第２　特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置の要件等 （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの　　については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
第５　その他 （３）上記以外の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル（令和2年9月30日付け国不建第130号）」を参照すること。	第５　その他 （３）上記以外の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付け国不建第457号）」を参照すること。
第６　適用期間 令和3年10月１日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。	第６　適用期間 令和5年8月１日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

◆　令和5年8月１日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用します。